

(社)中青連発第43号  
平成23年9月15日

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
理事長 奥 島 孝 康 様

社団法人中央青少年団体連絡協議会  
国際理解・国際交流体験活動事業  
実行委員長 小 川 俊 一  
(公印省略)

平成23年度「青少年の国際理解・国際交流体験活動」事業  
実施会場の確定について（ご通知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本協議会の諸事業に種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先に平成23年4月21日付（社）中青連発第6号にてご依頼申し上げました、平成23年度「青少年の国際理解・国際交流体験活動」事業につきましては、貴団体よりお引き受けのご回答を賜りましてありがとうございました。

つきましては、他団体との調整の結果、下記の会場において実施くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業実施に伴う担当者等への説明につきましては、本協議会国際理解・国際交流体験活動事業実行委員会委員が出向いて説明を行いたく存じます。

時節柄、業務ご繁多のことと存じますが、同事業の執行について、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

実施会場名	群馬県・富山県 静岡県
-------	-------------

送付物 実施会場一覧表（別紙）

連絡先 社団法人中央青少年団体連絡協議会 事務局  
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号 日本青年館5階  
TEL:03-3470-2271/FAX:03-3475-2545  
E-mail : ncyoj@chuseiren.or.jp

# 平成23年度子どもゆめ基金助成事業

## 「青少年の国際理解と国際交流体験活動」実施概要

### 1. 趣 旨

地域の小・中・高校生と、青少年団体活動に参加している同年代の子どもたちが一緒になって、異文化体験と国際理解交流を行うことによって、青少年のグローバルな視野を広めて、国際協調の精神と実践力を向上させ、次代を担うに相応しい青少年を育成する体験学習の場として展開する。

### 2. 対象者

小学生、中学生、高校生及び同年代者等、1会場50人とする。

### 3. 会 場

5か所

群馬県・富山県・静岡県・兵庫県・広島県の各県内で実施する。

### 4. 実施期間

平成23年9月上旬の日曜日～平成24年2月末日。

同期間中の土曜日、日曜日及び休日、または学校休業日の1日で、時間は概ね、午前10時頃から午後4時までを目途に実施する。

### 5. 内 容

- ① 国際理解・国際交流体験に伴うもので、どちらか一方または両方を組み合わせて実施するものとする。
- ② 海外協力隊のOBの方々の話や海外の映画、ビデオ等を参考にそれぞれが感じたことを話し合う。
- ③ 地域に在住する外国人を交えて、それぞれの国の生活習慣の違いや日本での生活で困ったことなどを話し合う。
- ④ 自分たちが日頃食べている野菜、果物、魚など地域の八百屋さんや魚屋さん、市場関係者等から説明を受け、感じたことを話し合う。
- ⑤ 地域に在住する外国人とともにボランティア活動を行ったり、料理教室等を行ったりして外国人とのふれ合いの機会をもつ。
- ⑥ 外国人学校などとの交流や共同でボランティア活動等を体験する。
- ⑦ 私たちができる国際交流のあり方等を話し合う。

## 6. プログラム展開

「青少年の異文化体験とコミュニケーション」のテーマの基に、＜異文化・外国人とのふれ合い＞をキーワードに、“どんな理解や交流があるの？”、“体験してみよう”、“話し合ってみよう”、“聞いてもらおう”、“まとめてみよう”の順序を経て、1日のプログラムの展開の中から体験し、学び合うこととする。

## 7. 実施体制

- ① 本協議会に設置された「実行委員会」が企画、実施の主体となる。
- ② 会場ごとに各団体を中心にした「運営委員会」を設け、実施に向けての企画や準備を行い、各会場の特色を活かして展開する。
- ③ 会場ごとの運営委員会には幹事団体が中心となり、各地域の会員団体等の協力と参加を得て編成し、この事業を実施する。
- ④ 実施にあたっては、地域の機関・組織（例えば、県の青少年団体連絡協議会、地域の学校、PTAや教育委員会等）の協賛を得て行うことが望ましい。
- ⑤ 「子どもゆめ基金」の助成条件の中に地方公共団体との共催の場合は、対象事業とならないとありますのでご留意ください。事業主催は、本協議会となります。
- ⑥ 他の民間団体・組織との共催の場合は、共催者への経費の支出は認められません。

実施委員会: B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z, etc.

## 8. 助成経費

¥95,000円 1会場ごとに同金額を上限として助成する。  
使途、経理処理については、「説明会」において説明する。

90,000は助成金  
15,000×6の滞金  
50,000は会場借上げ  
お返事は必ず詳しく説明

## 9. 説明会

- ① 各会場に対する説明会は、会場ごとに開催日を決めていただき、本協議会実行委員会から委員を派遣する。この派遣に係る交通費は本協議会が負担する。（説明会は、早い時期に実施されることが望ましい。）
- ② 各会場での実施準備に向けた説明会には、地域での多くの団体などの関係者が集まることのできる日程を設定する。
- ③ 説明会は概ね2～3時間とし、平日の夜、土曜日、日曜日の午後、或いは夜間とし、多くの方の出席が得られることが望ましい。
- ④ 近隣の県（地域）と合同による説明会の開催もできることとする。その場合、当該幹事団体と事務局が調整する。

## 10. 連絡先

社団法人中央青少年団体連絡協議会（事務局 沼田 <sup>うるしばた</sup> 漆 焯）

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号 日本青年館5F

TEL: 03-3470-2271 / FAX: 03-3475-2545

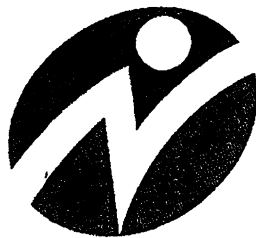
E-mail: ncyoj@chuseiren.or.jp

子どもゆめ基金助成活動

平成23年度

青少年の国際理解と国際交流体験活動  
「異文化体験とコミュニケーション」

実 施 要 綱



CHUSEIREN

社団法人中央青少年団体連絡協議会  
国際理解・国際交流体験活動事業実行委員会

## はじめに

国際化社会を迎えて、世界はますます狭まってきています。

自分たちの回りを見ても様々な形で国際化は進んでいます。私たちが毎日食べる色々な食材もそのほとんどが外国からの輸入で賄われています。工場で働く人たちにも外国人が多く見受けられます。また、外国からの留学生も世界の多くの国々から受け入れています。

このように、外国が身近になった今日、若い年代から異文化体験と国際交流を体験することは、青少年の国際的視野を広め、国際協調の精神と実践力を身につけることになり、次代を担うに相応しい青少年を育成する体験学習の場であります。

そこで本協議会では、「青少年の国際理解と国際交流体験活動」事業として、独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」の助成事業として、本年度は、全国5会場において青少年団体活動に参加する小学生・中学生・高校生とその友達が集まり、「青少年の異文化体験とコミュニケーション」のテーマのもと、＜異文化・外国人とのふれあい＞をキーワードとして、どんな理解や交流ができるのか自分たちで考え、体験活動を通じて学び合う場として取り組もうとするものです。

この事業が、本協議会会員の青少年団体をはじめ、多くの方々のご理解とご協力により、今後さらに大きな運動として展開されることを願っております。

社団法人中央青少年団体連絡協議会

## < 目 次 >

### <はじめに>

1. 事業（活動）の主旨
2. 主催者
3. 共 催
4. 協 力
5. 主 管
6. 事業（活動）の運営と実施
7. 実施期間
8. 実施会場
9. 経 費
10. 参加者
11. スタッフ
12. 実施委員会
13. 事前説明会及び打ち合わせ会
14. 資料
15. プログラム
16. 傷害保険
17. 報告書
18. その他

## 1. 事業（活動）の主旨

地域の小・中・高校生と、青少年団体活動に参加している同年代の子どもたちが一緒になって、異文化体験と国際理解・交流を行うことによって、青少年のグローバルな視野を広めて、国際協調の精神と実践力を向上させ、次代を担うに相応しい青少年を育成する体験学習の場として展開する。

## 2. 主催者

社団法人中央青少年団体連絡協議会

（国際理解・国際交流体験活動事業実行委員会）

## 3. 共催

### （1）本協議会会員青少年団体

<例>社団法人ガールスカウト日本連盟、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

### （2）都道府県青少年団体及び市町村青少年団体の各組織

<例>社団法人ガールスカウト日本連盟長野県支部、ボーイスカウト和歌山連盟

※ 共催団体及びその関係者に対する支払いはできない事業であるため、謝金及び会場費の支払いが生じる場合は、共催にしないこと。

## 4. 協力・後援

### （1）都道府県青少年団体連絡協議会・教育委員会などの機関

<例>〇〇県青少年団体協議会、〇〇県教育委員会

### （2）市町村青少年団体連絡協議会・教育委員会などの機関

<例>〇〇市教育委員会、〇〇町生涯学習課

### （3）地域の各種団体や組織

<例>〇〇市PTA連絡協議会、〇〇町自治会

※ 共催及び協力・後援については、会場ごとに実施委員会責任者を通じて、直接呼びかけと協力の依頼をしていただければ幸いです。

なお、共催及び協力・後援依頼をするにあたり、本協議会からの依頼状が必要なときはお申し越しいただければ対応いたします。

## 5. 主管

各県の実施委員会

## 6. 事業（活動）の運営と実施

（1）本事業（活動）の運営については、本協議会に特別委員会として「国際理解・国際交流体験活動事業実行委員会」を設けて運営にあたる。

- (2) 会場ごとの運営については、その地域（市町村）で活動する青少年団体が協力して運営にあたる。会場ごとで実施委員を選任し、実施委員会を設けてその実施にあたる。
- (3) 会場ごとに地域の青少年団体連絡協議会や教育委員会などと連携し、協賛を得られるようにする。また、広報活動として県や市町村の行政やマスコミに対しても対応する。
- (4) 実施にあたっては、この「実施要綱」（資料：3）に基づいて会場ごと（市町村）に実施委員会を中心に準備をすすめ、担当する本協議会実行委員の支援を受けて実施する。
- (5) 実施に関わる青少年団体のうち、幹事団体が中心（世話役）となって運営と実施にあたる。
- (6) 各会場には、上記、本協議会実行委員会（事務局を含む）委員の1名が担当委員として各会場での説明会に出向き、また、事前の相談や実施にあたっての支援をする。
- (7) 当日の実施にあたっては、上記本協議会実行委員会（事務局を含む）委員1名を派遣して実施にあたり支援する。

## 7. 実施期間

- (1) 平成23年10月1日（土）から平成24年2月26日（日）までに実施する。
- (2) 実施日については、担当する本協議会実行委員（事務局を含む）と相談し、できる限り早く決定し、本協議会事務局に通知する。
- (3) 実施のための会場ごとの実施委員会の発足は10月末までを目途とする。

## 8. 実施会場

- (1) 会場については全国5会場として、現在の実施予定は、次のとおりである。

群馬県	富山県	静岡県
兵庫県	広島県	—

- (2) 実施当日は、参加者、スタッフが集まりやすい場所を設定する。
- (3) 実施会場の経費が補助上限5,000円と定められているため、公共の会場の利用が望ましい。

## 9. 経費

- (1) 本事業（活動）の準備及び運営のための経費は、社団法人中央青少年団体連絡協議会の「子どもゆめ基金助成金計画書」に基づき賄われる。
- (2) 会場ごとの経費については、施設借り上げ費（会場費）5,000円と講師旅費及び謝金の90,000円を含め、合計95,000円を上限とする。

また、小学校や公民館など施設借り上げ費（会場費）を必要としない施設を利用する場合、「利用許可書」など利用したことを証明できる書類を取得する。なお、会場費の領収証及び利用許可書等の宛名は、可能な範囲で社団法人中央青少年団体連絡協議会と



する。

- (3) 参加のための「募集チラシ」(資料：5)は、本協議会で印刷する。

「募集チラシ」に記載する開催日時、場所、参加申込み先住所、電話、担当者名、外部講師等の必要事項を本協議会事務局へ提出する。

## 10. 参加者

- (1) 会場ごとに小学生・中学生・高校生で合計50名とするが、小・中・高校生の割合は会場ごとに設定する。当日、病気などの諸事情で欠席することもあるので、少し多目に募集する。
- (2) 小学生については、高学年が望ましい。
- (3) 会場(地域)によって小・中学生、あるいは高校生が参加できない状況が生じたときは、状況に応じて対応して実施する。(募集人数は50名以上とする)
- (4) 青少年団体に参加していない子ども(同年代)にも、学校や地域の協力を得て呼びかけ(チラシの配布など)を行い、少なくとも1割以上を含めることとする。
- (5) 青少年団体からの参加者は、これまでに国際理解・活動を経験した者が含まれることが望ましい。
- (6) 参加者の募集については、過半数を下回らないように会場ごとの責任において各団体、各機関の協力を得て広く行う。

## 11. 実施委員会

- (1) 会場ごとに、この活動を実施するために実施委員会を設けて、その準備と実施にあたる。実施委員は、1会場10名程度を目途とし、委員の選任は一団体のみで構成することなく、できる限り多くの青少年団体や地域の関係組織の協力を得て構成することが望ましい。
- (2) 実施委員会の責任者を決め、本協議会実行委員会(実行委員の担当委員)と連携して準備と実施にあたる。
- (3) 実施委員会設置後、直ちに実施委員会名簿(資料：9)を本協議会事務局に提出する。
- (4) 実施日には、本協議会実行委員会から、1名の実行委員(事務局を含む)を派遣し、支援する。(この経費については、本協議会経費から実行委員に支弁する。)
- (4) 当日の分科会(小・中・高校生別)のグループ討議の進行役(ファシリテーターとしての役割)を受け持つ方が必要となり、直接、小・中・高校生に助言できる人がスタッフとして参加するよう選任する。(3~4人が必要であり、10名程度のグループに1人の割合)

## 12. 事前説明会及び打ち合わせ会

- (1) 会場ごとに事前説明を受ける日時を設定し、担当する実行委員から説明を受ける。
- (2) 説明会の日程については、担当する実行委員（事務局を含む）と事前に調整して決める。（派遣経費は本協議会負担）説明会はできるだけ早く実施する。
- (3) 実施委員会と本協議会実行委員との最終の打ち合わせ会を実施日の前日（夕刻）に現地において行う。特に分科会（グループ討議）を担当するスタッフは必ず出席して最終の調整を行う。

## 13. 資料

- (1) この事業（活動）を円滑にかつ効果的に行うために、活動参考資料として「ハンドブック」（資料：4）を配布し活用する。
- (2) この「ハンドブック」は、本協議会で作成し、各会場担当者へ送付する。

## 14. プログラム

- (1) 土・日・祝祭日など学校休業日に、午前10時から午後4時までの1日プログラム（資料：6）として行う。

### <活動内容として>

- ① 国際理解・国際交流体験に伴うもので、両方を組み合わせて実施する。
  - ② 地域に在住する外国人を交えて、それぞれの国の生活習慣の違いや日本での生活で困ったことなどを話し合う。
  - ③ 地域に在住する外国人と共にボランティア活動を行ったりして外国人とのふれ合いの機会をもつ。
  - ④ 海外協力隊のOBの方々の話や海外の映画、ビデオ等を参考にそれぞれ感じたことを話し合う。
  - ⑤ 自分たちが日頃食べている野菜、果物、魚など地域の八百屋さんや魚屋さん、市場関係者等から説明を受け、感じたことを話し合う。
  - ⑥ 外国人学校などとの交流や共同でボランティア活動等を体験する。
  - ⑦ 私たちができる国際交流の在り方等を話し合う。
- (2) これらの活動内容を深めるために、会場ごとに独自のプログラムを企画し、実施する。
  - (3) 全体会と分科会に大別して実施し、午前の全体会では国際理解・国際交流体験活動等について共通な理解をする。併せてゲームなどを通じて仲間づくりをし、午後の小・中・高校別の分科会（グループ討議）への導入にふさわしい活動内容とする。  
最終時の全体会は、分科会（グループ討議）の発表を行い、まとめを行う。

- (4) 分科会は、小・中・高校生別に、10人程度の小グループに別れて協議し、国際理解・国際交流体験活動等についてお互いに理解を深めること、また実践することの大切さなど確認することに主眼を置くこととし、全体会での発表や“まとめ”へ提言できるよう話し合う。
- (5) 閉会までに、参加した子どもたちから簡単な別紙のアンケート（資料：10）調査を行い、回収する。

#### 15. 傷害保険

- (1) 主催者が、本事業に参加するものを被保険者とした、傷害給付の保険に加入する。

保険金額	死亡・後遺障害	・・・	500万円
	入院保険金日額	・・・	1,500円
	通院保険金日額	・・・	1,000円

\*往復途上（住居から会場、会場から住居）の傷害も担保されます。
- (2) 各会場において、参加者名簿（氏名・性別・生年月日・住所・連絡先）を備えること。

#### 16. 報告書

- (1) 「子どもゆめ基金」の様式に基づく1枚の報告書（資料：13）及び会計報告（領収書を添付するのみ）を、事業実施終了後、2週間以内に本協議会事務局に提出する。（記入については手引きによって行う）
- (2) 併せて、本協議会の様式に基づくレポート（資料：14）を実施委員会責任者が作成し提出する。
- (3) 本協議会としては全体の報告書の取りまとめを行い、「子どもゆめ基金」に提出し、同時に本事業の報告の取りまとめを行い、一般にも公表する。

#### 17. その他（注意）

- (1) 国又は、地方公共団体等との共催又は、委託を受けて行う活動、国又は特殊法人等からの補助金交付予定の活動並びに「子育て支援基金」等国又は、国が出資した基金等に対する活動との共催はできない事業である。
- (2) 本事業により入手した個人情報の取り扱いについては、十分注意を要すること。